

令和5年度 高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種について

定期接種とは、「予防接種法」という法律に基づき市町村が実施する予防接種のことです。

対象者

- 令和5年度に以下の年齢になる方。【生年月日をご確認ください】

	年齢	生年月日
経過措置対象者	65歳	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 生まれ
	70歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日 生まれ
	75歳	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日 生まれ
	80歳	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日 生まれ
	85歳	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日 生まれ
	90歳	昭和 8年4月2日～昭和 9年4月1日 生まれ
	95歳	昭和 3年4月2日～昭和 4年4月1日 生まれ
	100歳	大正12年4月2日～大正13年4月1日 生まれ

- 接種当日60歳～64歳の新居浜市民の方で、

- ①心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害を有する方
(自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害)
- ②ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有する方
(日常生活がほとんど不可能な程度の障害)

- 今までにワクチンを接種したことがない方。

*すでに「23価肺炎球菌ワクチン」を接種したことがある方は、対象となりません。

実施期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日まで

- 対象となる年度においてのみ、定期接種としての公費助成が受けられます。
- 公費助成の有無やその内容は、お住まいの市町村で定められています。

持って行くもの

- 健康保険証または後期高齢者医療保険証
- 予診票・接種券
- 接種記録カード
- 自己負担金：4,000円(生活保護世帯は無料です。)
- 該当する方は、身体障害者手帳、生活保護受給証明

ご予約が必要となります。
ご希望の方は、お早めにお申し込み下さい。



地域医療に貢献します

はびねす内科クリニック

新居浜市一宮町二丁目6番72号

TEL (0897) 35-3001・FAX (0897) 35-3002